

# 令和3年度 大田区 子ども家庭支援施策・ひとり親家庭支援施策のご案内

令和3年4月1日現在

ご相談の主な窓口は、下記のとおりとなります

詳しい事業内容については、それぞれの問合せ先におたずねください

- ◆…この記号がついている事業は、ひとり親(母子・父子)家庭が対象の事業です 事業によっては対象が母子家庭のみもあります  
 ※ひとり親…配偶者が①死亡 ②離婚 ③生死不明 ④1年以上児童を遺棄 ⑤1年以上法令上の拘禁 ⑥重度の障がい ⑦DV保護命令を受けている ⑧未婚の母 のいずれかに該当する、18(20)歳未満の子を扶養している家庭(事実婚は含みません)

地域 庁舎	※住所地により 管轄の地域 庁舎は異なります	庁舎	所在地	生活福祉課	地域福祉課	地域健康課	
						(業務係)	(健康事業係)
		大森	大森西1-12-1	5843-1028	5764-0654	5764-0661	5764-0662
		調布	雪谷大塚町4-6	3726-0791	3726-4140	3726-4145	3726-4147
		蒲田	蒲田本町2-1-1	6715-8800	5713-1505	5713-1701	5713-1702
		糞谷・羽田	東糞谷 1-21-15	3741-6521	3741-6646	3743-4161	3743-4163

## ★諸手当★

項目	対象・内容		問合せ先								
児童手当	申請手続きが必要です	中学生(15歳の誕生日以後、最初の3月31日)までの児童を養育している方が対象です 所得により、支給額が異なります ①児童手当(所得制限限度額未満の方) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>3歳未満(一律)</td> <td>月額15,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上小学校修了前(第1子・第2子)</td> <td>月額10,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上小学校修了前(第3子以降)</td> <td>月額15,000円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>月額10,000円</td> </tr> </table> ※18歳以下の養育する児童(18歳の誕生日以後、最初の3月31日までにある児童)から第1子と数えます ②特例給付(所得制限限度額以上の方) 年齢、人数に関わらず、児童1人につき(一律)月額5,000円 ※詳細は担当係におたずねください	3歳未満(一律)	月額15,000円	3歳以上小学校修了前(第1子・第2子)	月額10,000円	3歳以上小学校修了前(第3子以降)	月額15,000円	中学生	月額10,000円	子育て支援課 こども医療係 5744-1275
3歳未満(一律)	月額15,000円										
3歳以上小学校修了前(第1子・第2子)	月額10,000円										
3歳以上小学校修了前(第3子以降)	月額15,000円										
中学生	月額10,000円										
児童育成手当 (育成手当) (障害手当)	所得制限がありません	【育成手当】18歳の年度末までの児童を養育している、ひとり親家庭等の方が対象です 児童1人につき一律月額 13,500円 【障害手当】次に該当する20歳未満の児童を養育している方が対象です ①「愛の手帳」おおむね1~3度 ②「身体障害者手帳」1、2級程度 ③脳性麻ひ又は進行性筋萎縮症 ※①から③に該当する児童1人につき一律月額 15,500円	子育て支援課 児童育成係 5744-1274								
◆児童扶養手当	所得制限がありません	18歳の年度末までの児童、又は20歳未満で重度の障がいを有する児童を養育しているひとり親家庭等の方が対象です 児童1人目 所得により 月額43,160円~10,180円 2人目 月額10,190円~5,100円加算 3人目以降は1人につき 月額6,110円~3,060円加算									
特別児童扶養手当	所得制限がありません	次に該当する20歳未満の児童を養育している方が対象です ①「愛の手帳」1~3程度 ②「身体障害者手帳」1~3級程度 ③内部障がい・精神障がい									

心身障害者福祉手当	申請手続きが必要で す	所得制限が あり ます	身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1級、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、特殊疾病（難病・小児慢性特定疾病）を有する方（施設入所者を除く）が対象です	原則、 在宅の方が 対象です	障害福祉課 障害者支援 担当 5744-1251
障害児福祉手当			精神又は身体に特に重い障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある20歳未満の方が対象です		
重度心身障害者手当			心身に最重度の障がいがあるため、家庭において常時複雑な介護を必要とする方が対象です		

### ★医療費★

項 目	対 象 ・ 内 容	問合せ先
児童医療費助成 (マル乳・マル子)	保護者と児童の住所が大田区内にあり、健康保険に加入している中学生（15歳の誕生日以後、最初の3月31日）までの児童が対象です 所得制限はありません 病院等で受診した際の自己負担額（保険診療分）と入院時の食事療養費を助成します ※ただし、生活保護を受けているとき、児童福祉施設に「措置」により入所しているとき（通所利用又は、契約入所の場合を除く）、里親に委託されているときは対象になりません	子育て支援課 こども医療係 5744-1275
◆ひとり親家庭等 医療費助成 (マル親)	ひとり親家庭等の親と、扶養されている児童（18歳に達した日の属する年度末まで、重度の障がいのある方は20歳未満まで）が対象です ※ 所得制限があります 病院等で受診時の自己負担金（保険診療分）を助成します ※生活保護受給中の方、児童福祉施設措置入所者、他の制度（法）で医療費を給付・助成される方は除きます	子育て支援課 児童育成係 5744-1274
自立支援医療 (精神通院)	精神通院医療に係る診療及び薬代の保険医療自己負担部分を助成します (所得に応じて自己負担あり)	各地域庁舎内 地域福祉課
難病医療費	国又は都の指定する難病に罹患し、認定基準を満たす方が対象です (所得に応じて自己負担あり)	障害者地域支援担当 (P 1 参照)
心身障害者（児） 医療費助成 (マル障)	身体障害者手帳1・2級（ <u>内部障がい</u> にあつては3級、内部障がい4級であっても障がいの重複により手帳3級と認定された方も含む）、愛の手帳1・2度の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方 ※ 「 <u>内部障がい</u> 」とは、心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸又は、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいのことです 病院等で受診した際に支払う自己負担金（保険診療分）を助成します	障害福祉課 障害者支援担当 5744-1251
小児慢性特定疾病	18歳未満で下記の疾患の方の保険診療自己負担金部分（入院時食事療養費を除く）を助成します（所得による負担あり） ※ 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患 等 ☆対象の方には、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付（電気式たん吸引器他）の制度があります	各地域庁舎内 地域健康課 業務係 (P 1 参照)
大気汚染健康被害	18歳未満で対象疾病（気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ）にかかり、1年（3歳未満は6か月）以上都内に住所を有し、健康保険に加入している方で認定された方について、保険診療自己負担金部分を助成します ※入院時の食事療養費・生活療養費標準負担額を除きます	健康医療政策課 公害保健担当 5744-1246

小児精神障がい	18歳未満で、精神障がい入院した方の保険診療自己負担金部分を助成します (通院費は自立支援医療制度で対応)	各地域庁舎内 地域健康課 業務係 (P 1 参照)
養育医療	出生時体重2,000g以下等、入院養育が必要な乳児の保険診療自己負担金部分を助成します(所得による負担あり)	
療育給付	18歳未満で結核に罹患し、入院が必要なときの保険診療自己負担金部分を助成します (所得による負担あり)	
自立支援医療 (育成医療)	18歳未満で身体障がい(内部障がい含む)のため手術等により確実な治療効果が期待されるとき、保険診療自己負担金部分を助成します(所得による負担あり)	

### ★年 金★

項 目	対 象 ・ 内 容	問合せ先
遺族基礎年金	国民年金の被保険者であった人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた子のある妻、夫又は子が対象です ※ 詳細はお問合せください	国保年金課 国民年金係 5744-1214
国民年金保険料の免除等	所得が少なく保険料を納めることが困難な方を対象として、申請により保険料の納付が免除される制度があります ※ 詳細はお問合せください	
産前産後免除期間の国民年金保険料の免除	出産予定日又は出産日の属する月の前月から4か月間(多胎の場合は3か月前から6か月間)の国民年金保険料が届出により免除されます ※詳細はお問合せください	
遺族厚生年金	厚生年金の被保険者が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた妻や夫、子などが対象です	大田年金事務所 3733-4141 請求手続相談 ねんきんダイヤル 0570-05-1165

### ★貸付金★

項 目	対 象 ・ 内 容	問合せ先
◆母子及び父子福祉資金	6か月以上前から引き続き都内に居住し、20歳未満の子を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父が対象です(資金の種類…技能習得・医療介護・転宅等)	各地域庁舎内 生活福祉課 (P 1 参照)
応急小口資金	所得の少ない世帯で、災害、病気、出産、区内転居等応急に必要とする資金にお困りの方が対象です ※資格要件は、お問合せください	福祉管理課援護係 5744-1245
生活福祉資金等	所得の少ない世帯等で、学校の授業料、転宅、出産等の資金にお困りの方が対象です(母子及び父子福祉資金等が優先) ※資格要件は、お問合せください	大田区社会福祉協議会 3736-2026

★教育・学費★

項目	対象・内容	問合せ先
就学援助費	大田区にお住まいの小・中学生の保護者を対象に、給食費や学用品費など、小中学校で必要な費用の一部を援助します <u>※所得制限があります</u>	学務課学事係 5744-1429
授業料等の減免	所得等に応じて、都立高校等の授業料や入学料を減免する制度があります	各都立高校等
東京都育英資金貸付	都内在住で、高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）に在学する生徒のうち、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な生徒に、無利息で奨学金を貸し付けます（※保護者の所得制限等の要件があります）	東京都私学財団 育英資金課 5206-7929
私立高等学校等 授業料軽減助成金	都内在住で、私立高等学校等に通う生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、授業料の一部を助成します（世帯の年収額に応じて助成金額が異なります）	東京都私学財団 東京都私学就学 支援金センター 5206-7925
私立高等学校等 奨学給付金	私立学校等に通う生徒の保護者（都内在住）の方の授業料以外の教育に必要な経費の一部を助成します （※生活保護世帯及び住民税非課税の世帯、住民税均等割のみの世帯が対象です）	
入学支度金貸付	都内の私立高等学校等のうち、入学支度金貸付制度のある学校に入学する生徒の保護者（都内在住）の方に、入学時に必要な費用の一部を無利息で入学先の学校が貸付する制度です（※制度の有無、申込方法は入学先の学校に直接お問合せください）	入学しようとする 都内の私立高等学校等
◆母子及び父子福祉 資金	6か月以上前から引き続き都内に居住し、高校、高専、短大、大学、専修学校等の在校生（20歳未満）の子を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父が対象です	各地域庁舎内 生活福祉課 （P 1 参照）
大田区奨学金	《大田区奨学金貸付制度》 保護者などから扶養されている、短大、大学、専修学校の在校生（進学予定者を含む）が対象です <u>※選考基準は、お問合せください</u>	福祉管理課援護係 5744-1245
	《大田区給付型奨学金（高等学校等給付型奨学金）》 住民税非課税の保護者などから扶養されている、高校、高専等へ進学を予定している生徒を対象に、入学準備金として8万円を給付します <u>※選考基準は、お問合せください</u>	
	《大田区給付型奨学金（大学等進学応援基金）》 大田区奨学金貸付制度をご利用の方で、短大、大学、専修学校に4月から入学予定の方に対して、選考のうえ一定額を給付します <u>※選考基準は、お問合せください</u>	
受験生チャレンジ 支援貸付	一定所得以下の世帯に対し、中学3年生・高校3年生の学習塾等の受講料、高校・大学等の受験料を貸付けます 高校・大学等に入学した場合、申請により返済が免除されます ※ 資格要件などの詳細はお問合せください	大田区社会福祉 協議会 3736-2026
教育支援資金	高校、高専、短大、大学、専修学校の入学金・授業料等の貸付です 母子及び父子福祉資金、日本学生支援機構第一種奨学金等が優先 公的な無利子の制度とは併用できない場合があります <u>※詳細はお問合せください</u>	
子どもの学習支援	就学援助費、生活保護、児童扶養手当の受給世帯の中学生を対象に、週1回、専門スタッフや大学生ボランティア等が学習習慣の定着や高校進学のための支援を行います また、生活保護、児童扶養手当受給世帯で、高等学校に通っていない、おおむね20歳までの方を対象に、高校入学試験受験や高校卒業程度認定試験受験のための学習支援を行います *費用は無料です 会場などの詳細はお問合せください	学習支援事務局 6428-7123

## ★住まい★

項 目	対 象 ・ 内 容	問合せ先
◆区営住宅	一定所得以下の方で、住宅に困っている世帯向けに、住宅入居者を募集します また、一定所得以下のひとり親と扶養している未成年の子のみの世帯で下記に該当する場合、申請により使用料を減免します ① 子が1人：子が就学前であること ② 子が2人以上：子全員が高校生以下であること	大田区住宅管理センター 3730-7325
◆都営住宅	一定所得以下の方で、住宅に困っている世帯向けに、住宅入居者を募集します ひとり親世帯には、空家住宅募集時の「優遇抽せん」と、住宅困窮度の高い順に募集戸数分だけ入居できる「ポイント方式による空家住宅募集」があります また、一定の条件を満たすひとり親世帯について、使用料の減額制度があります ※詳しくは東京都住宅供給公社都営住宅募集センターにお問合せください	東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 3498-8894
◆ひとり親世帯 住宅確保支援	区内に1年以上居住し、転居先を探している対象世帯に対して住宅探しを支援します ①協力不動産店リストの提供 ②賃貸借契約時に保証人を確保できない方に、保証会社の紹介及び保証料の一部助成 ③保証会社利用時の緊急連絡先代行サービスの紹介及び利用料の一部助成 (②③は事前申請・所得制限あり)	住宅相談窓口 〔 建築調整課 〕 住宅担当内 5744-1343
◆ひとり親世帯 転居一時金助成	現に児童扶養手当を受給している世帯で、区内の民間賃貸住宅に3年以上居住し、取壊し等のために転居を余儀なくされた世帯に対して、区内に転居する場合、転居に伴う賃貸借契約時に要した費用の一部を助成します（事前申請・所得制限あり） ※家主等が転居のための費用を負担する場合等、対象とならない場合があります	
◆母子生活支援施設	母子家庭で、支援を必要とする世帯が入所できる区立施設として、2か所あります ※ 所得に応じた費用負担があります	各地域庁舎内 生活福祉課 (P1参照)

## ★くらし★

項 目	対 象 ・ 内 容	問合せ先
◆ホームヘルパー派遣	ひとり親家庭で、小学校6年生以下の児童と、その扶養者の世帯が対象です 親や子どもの傷病、技能習得のための通学・就職活動等一時的に家事や育児等にお困りのときに、家事援助者を派遣します ※ 所得制限があり、所得に応じた費用の一部負担があります	各地域庁舎内 生活福祉課 (P1参照)
◆各種料金割引	児童扶養手当を受けている世帯は、次の割引があります ① JR通勤定期券の3割引 ② 都営交通（都電・都バス・都営地下鉄）1人のみ無料 ③ 水道・下水道料金の一部免除 ④ 粗大ゴミ収集手数料の免除	子育て支援課 児童育成係 5744-1274
◆税 金	下記に該当する場合があります 控除等を受けるためには一定の要件があります <u>詳細は要問合せ</u> ①所得税：ひとり親控除 ②住民税：ひとり親控除、ひとり親非課税措置 ③都民税：利子割の非課税措置	①各税務署 ②大田区課税課 5744-1194~6 ③中央都税事務所 3553-2151

★仕 事★

項 目	対 象 ・ 内 容	問合せ先
求人情報	インターネットを活用した求人情報サイト「おしごとナビ大田区」で、区内企業の求人情報を検索できます	(公財) 大田区産業振興協会 3733-6109
内職相談	区内在住で内職を希望する方に対し、内職あっせん・相談窓口を開設しています 窓口：毎週月～金曜日(9:00～11:30、13:00～16:30) 場所：大田区産業プラザ(Pi0)(南蒲田1-20-20)3階 出張相談：ハローワーク大森内で年6回	(公財) 大田区産業振興協会 3733-6109
◆自立支援教育訓練給付金	就労のための職業の能力開発講座を受講、修了した場合、修了後に受講経費の一部を助成します	各地域庁舎内生活福祉課 (P1参照)
◆高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父で、児童扶養手当を受給しているか同様の所得水準の方が対象です *いずれの給付金・事業も、事前の相談・申請が必要	
◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高卒認定試験のための講座(通信講座含む)を受け、これを修了した場合は対象講座のために支払った費用の一部を支給します	
◆ひとり親のための就業相談	ひとり親家庭それぞれに合わせた就業相談、就業支援、職業紹介を行っています ・年末年始を除く、9時～16時30分まで ※火・木曜日 9時～19時30分まで ※面接相談は月～土曜日(予約制)日曜、祝日は電話相談のみ	東京都ひとり親家庭支援センター はあと飯田橋 3263-3451

★保育等★

項 目	対 象 ・ 内 容	問合せ先
保 育 園 (公立・私立)	0歳～6歳の未就学児が対象 働いているなどの理由により、保護者がお子さんを保育できない場合、お子さんを預かります ※ 所得に応じた費用負担があります	保育サービス課 保育利用支援担当 5744-1280
認証保育所	0歳～6歳の未就学児が対象 東京都が基準を定めて認証している保育所です 保護者と保育所との私的契約で、利用料や利用できる年齢、利用時間などは各施設で異なります	保育サービス課 保育サービス基盤担当 5744-1727
緊急保育	0歳～6歳の未就学児で病気・障がい・アレルギーのないお子さんが対象 病気や出産などで、日中保護者がお子さんを保育できない場合、お子さんを預かります	保育サービス課 保育利用支援担当 (保育サービスアドバイザー) 5744-1617
緊急一時保育	1歳～6歳まで(一部施設は生後57日から預かり可能)の未就学のお子さんが対象 ※病気や障がい、アレルギーのあるお子さんは、利用できない場合があります 保護者の方が出産や病気で入院したときや、同居の家族の看護、冠婚葬祭等でお子さんを保育できない場合、お子さんを預かります	
定期利用保育	保護者の多様な就労形態や生活スタイルに対応し、1歳児及び2歳のお子さんを預かります 一部の施設では0歳児も預かります 利用料金、利用できる年齢、利用時間などは各施設で異なります 詳細は各施設にお問合せください  1. たんぽぽ保育園(石川町2-9-3) 2. しゅうこうかい保育園(南蒲田1-25-7 ハイツイラヤマ 1階) 3. メリーポピンズ南蒲田ルーム(南蒲田2-20-2 K・Sハイム1階) 4. 美原保育園(大森東1-28-2) 5. キッズガーデン大森駅前(大森北1-2-3) 6. ケンパ西馬込(西馬込1-16-18) 7. ケンパ池上(池上4-25-9) 8. クオリスキッズくがはら保育園(東嶺町28-4)	左記1～の各施設の連絡先  1. 3726-1537 2. 3735-0777 3. 6424-5678 4. 3761-1855 5. 6423-1197 6. 6429-9885 7. 5747-4520 8. 5748-0303

定期利用保育	<p>9. 北嶺町第二保育園（北嶺町28-7）</p> <p>10. さくらさくみらい田園調布（田園調布1-27-5）</p> <p>11. あい保育園大森西（大森西4-11-5 コンフォリア大森町1階）</p> <p>12. さくらさくみらい西六郷（西六郷2-54-12）</p> <p>13. みらいく鶴の木園（鶴の木1-19-3）</p> <p>14. モニカ矢口渡園（新蒲田2-10-5）</p> <p>15. グローバルキッズ池上園（池上6-3-10）</p> <p>16. グローバルキッズ蒲田第二保育園（西蒲田8-4-7 N'sウエスト蒲田1～3階）</p> <p>17. ぼれぼれ保育園西蒲田（西蒲田7-22-10 藤和シティコープ西蒲田Ⅲ1階）</p> <p>18. にじいろ保育園南馬込4丁目（南馬込4-29-8）</p> <p>19. にじいろ保育園中馬込（中馬込3-11-32）</p> <p>20. キッズなルーム大森（大森北4-16-5 キッズな大森1階）</p> <p>21. キッズなルーム六郷（仲六郷2-44-11 六郷地域力推進センター3階）</p> <p>22. 保育室サン御園（西蒲田7-49-2 大田区社会福祉センター1階）</p>	<p>9. 3748-8301</p> <p>10. 6457-9539</p> <p>11. 6423-1272</p> <p>12. 6457-9539</p> <p>13. 6715-5430</p> <p>14. 6424-5833</p> <p>15. 6410-2110</p> <p>16. 6715-7087</p> <p>17. 6326-4523</p> <p>18. 6417-1320</p> <p>19. 5728-9602</p> <p>20. 5753-0805</p> <p>21. 3733-1152</p> <p>22. 6424-5088</p>
一時預かり	<p>保護者の用事やリフレッシュ等の理由を問わない一時預かり事業を行っています</p> <p>※利用についての詳細は、各施設にお問合せください</p> <p>5か月以上、就学前のお子さんが対象です</p> <p><u>事前登録と申込みが必要です</u></p> <p>①キッズなルーム 大森</p> <p>②キッズなルーム 六郷</p> <p>③保育室 サン御園<sup>みその</sup></p> <p>④萩中児童館</p> <p>1歳から就学前のお子さんが対象です</p> <p>利用状況により、ご利用（予約）できない場合があります</p> <p>①クオリスキッズくがはら保育園</p> <p>②蒲田保育専門学校ふぞく糞谷駅前</p> <p>施設によって対象年齢が異なります</p> <p>入所児童の利用状況によりご利用（予約）できない場合があります</p> <p>①小鳩スマート保育所 上池台（1、2歳児）</p> <p>②小鳩スマート保育所 大森（1、2歳児）</p> <p>③小鳩スマート保育所 北馬込（1、2歳児）</p> <p>④グローバルキッズ 千鳥町（3～5歳児）</p> <p>⑤グローバルキッズ 上池台（3～5歳児）</p> <p>⑥ナーサリールームベリーベアー大森西（3～5歳児）</p> <p>⑦小鳩ナーサリースクール中馬込（1～5歳児）</p>	<p>左記①～④の 各施設の連絡先</p> <p>① 5753-0805</p> <p>② 3733-1152</p> <p>③ 6424-5088</p> <p>④ 3734-1806</p> <p>左記①・②の 各施設の連絡先</p> <p>① 5748-0303</p> <p>② 6715-1510</p> <p>左記①～⑦の 各施設の連絡先</p> <p>① 6425-8590</p> <p>② 6429-9357</p> <p>③ 6809-9670</p> <p>④ 6715-5862</p> <p>⑤ 6425-6816</p> <p>⑥ 5763-5676</p> <p>⑦ 6303-8027</p>
家庭福祉員 (保育ママ)	<p>生後43日以上2歳未満の健康な乳幼児が対象です</p> <p>保護者が就労により昼間の子育てができない場合、又は求職中の場合に、保育ママの自宅かグループ保育室という家庭的な環境の中で、お子さんを預かります</p> <p>保育ママは、区の認定を受けている心身ともに健康な方で、保育経験のある保育士・教員・看護師等の有資格の方、もしくは子育て経験のある方です</p>	<p>保育サービス課 保育指導担当 5744-1643</p>
病児・病後児保育	<p>大田区内の保育所等に通所しているか、大田区外の保育所等に通所しているか大田区に住民登録がある未就学児が対象です 病気で保育園等に通えない場合など、医療機関併設及び保育所併設の専用スペースまたは、専用施設で一時的な保育をする制度です</p> <p>※ 利用料 ①～⑨ 1日 2,500円</p> <p>① 病児保育ルームアリエル（田園調布2-34-3） 生後4か月～ 平日 8:00～17:00</p> <p>② OCF病児保育室うさぎのママ（多摩川1-6-16） 生後1か月～ 平日 8:30～17:30</p>	<p>詳細は下記①～⑨の各施設の連絡先</p> <p>① 3721-7676</p> <p>② 3758-0066</p>

病児・病後児保育	<p>③ OCFC病児保育室うさぎのママⅡ（多摩川1-26-28） 生後1か月～ 平日8:30～17:30</p> <p>④ キッズメディカルステーション（中央7-15-14） 生後4か月～ 平日8:30～17:30</p> <p>⑤ 病後児保育室ライオンのこどもべや（久が原3-36-13） 生後3か月～ 平日8:30～17:30</p> <p>⑥ 病後児保育室山崎こじか園（西糀谷1-31-1） 生後3か月～ 平日8:30～18:00</p> <p>⑦ ろくごう病児保育室（仲六郷4-19-2） 生後4か月～ 平日8:30～17:30</p> <p>⑧ 大森医師会病児保育室ピッコロボスコ（中央4-31-14） 生後4か月～ 平日8:30～17:30</p> <p>⑨ 病児保育室ドリーミーキッズ（南馬込5-26-7） 生後5か月～ 平日8:30～17:30</p>	<p>③ 3758-0066</p> <p>④ 3755-8827</p> <p>⑤ 5747-0750</p> <p>⑥ 3731-5093</p> <p>⑦ 5480-5088</p> <p>⑧ 3772-2412</p> <p>⑨ 6429-9815</p>	
ショートステイ トワイライトステイ 休日デイサービス	<p>大田区内に住民登録がある2～15歳（中学生）までのお子さんが対象です 親の傷病、育児不安、出産、看護、介護、冠婚葬祭、出張などで一時的にお子さんの面倒が見られないときにお子さんを預かる制度です ※ ショートステイ（宿泊型の一時保育） トワイライトステイ（夜間一時保育） 休日デイサービス（休日一時保育）</p>	<p>社福）大洋社 ひまわり苑 5737-1070 コスモス苑 3751-3378</p>	
ファミリー・サポート	<p>大田区に在住か在勤で、生後4か月以上おおむね12歳までのお子さんの育児の援助を受けたい方（利用会員）と、育児の援助を行いたい方（提供会員）が登録し、会員同志の助け合いのもとで行われる子育て支援の援助活動です</p>	<p>ファミリー・サポート おおた事務局 5753-1152</p>	
子育て支援サービス	<p>生後6か月～小学校6年生までのお子さんが対象です 乳幼児のお世話や保育施設への送迎、帰宅後のお世話などの育児支援サービスを実施しています</p>	<p>公益社団法人） 大田区シルバー人材センター・蒲田分室 6715-9855</p>	
親子の子育て広場	<p>児童館ファミリールーム</p>	<p>乳幼児ファミリーが利用でき、仲間づくりの場や親子同士の情報交換の場として活用できます －各児童館・おおたつ子ひろば・こどもの家・分室－ （こどもの家・分室は、小学生がいるとき、春夏冬休み、土曜日は利用できません）</p>	<p>各施設</p>
	<p>育児学級</p>	<p>1歳3か月くらいまでのお子さんと保護者の方を対象とした育児支援をしています 生後7～8か月、9～11か月、1歳～1歳3か月それぞれの時期に応じて離乳食やむし歯予防等についての教室を行っています （予約制）</p>	<p>各地域庁舎内 地域健康課 （P1参照）</p>
	<p>子育てひろば</p>	<p>大田区にお住まいの0歳から3歳のお子さんと保護者の方が、親子でゆったり過ごしながらか子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場所です 親子での交流や情報交換もできます</p> <p>①キッズな大森（大森北4-16-5） ②キッズな洗足池（上池台2-35-18） ③キッズな蒲田（西蒲田7-49-2 社会福祉センタービル2階） ④キッズな六郷（仲六郷2-44-11 六郷地域力推進センター3階）</p> <hr/> <p>⑤子育てひろば羽田（羽田4-11-1） ⑥子育てひろば仲六郷（仲六郷1-29-10）</p>	<p>左記①～④の 各施設の連絡先</p> <p>① 5753-7830 ② 5754-7830 ③ 5714-1152 ④ 6715-7830</p> <hr/> <p>⑤ 3744-0111 ⑥ 5703-3131</p>
幼稚園	<p>区立）平成21年3月末をもって区立幼稚園は全園閉園となりました 私立）3～5歳児が対象 保護者に入園料・保育料を補助する制度があります</p>	<p>教育総務課 私学行政担当 5744-1619</p>	



学童保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館</li> <li>・こどもの家</li> <li>・フレンドリー</li> <li>・おおたっ子ひろば</li> <li>・放課後ひろば</li> </ul>	小学校1～6年生までの児童が対象です 保護者が働いている等の理由により、放課後保育が必要な児童の安全と健全育成を図るために学童保育を行います 延長保育、一時利用、夏休み利用も行っていきます ※利用についての詳細はお問合せください	子育て支援課 子育て支援担当 5744-1273 各施設
乳児院 児童養護施設 里親委託	18歳未満の児童が対象です 特別な事情により保護者が家庭で養育・監護できない場合、児童相談所で入所等（社会的養護）の相談を受けています		品川児童相談所 3474-5442

### ★子どものこと、各種悩み相談★

項目	対 象 ・ 内 容	問合せ先
子ども家庭支援センター	子どもと家庭の総合相談窓口です 0歳から18歳未満の子どもやその家庭の抱える問題について相談に応じています	キッズな大森 5753-7830
健康・保健の相談	乳幼児健診（4か月児、1歳6か月児、3歳児）、予防接種、乳幼児歯科相談（要予約）、訪問指導、栄養相談 子育てやご家庭の健康についてご相談をお受けします	各地域庁舎内 地域健康課 （P1参照）
児童相談所	0歳から18歳未満の児童の福祉に関するあらゆる問題についての相談に応じています また、必要に応じて乳児院、児童養護施設等への入所、里親への委託措置等を行います	品川児童相談所 （品川区北品川3-7-21） 3474-5442
発達相談	発達の相談や子育てについて、心配や悩みの相談をお受けします 必要に応じて発達評価を行い、適切な支援方針を作成します ①こども発達センターわかばの家 対象：心身の発達に遅れや偏り、またその疑いのある乳幼児 ②さぽーとぴあ（障がい者総合サポートセンター） 対象：発達に偏りや、またその疑いのある学齢期の児童・生徒	①こども発達センターわかばの家 3757-7761 ②さぽーとぴあ 6429-8524
相談支援事業所	障がい児が地域で安定した日常生活、及び社会生活を営むことができるように、児童福祉法による通所サービスを利用するための「障害児支援利用計画」を作成します また、制度やサービスなどの情報提供を行います ①こども発達センターわかばの家 相談支援事業 *月～土曜日 8時30分～17時（日曜・祝日、年末年始を除く） ②障がい者総合サポートセンターB棟 障害児相談支援事業所 *月～金曜日 8時30分～19時、土日祝日 8時30分～17時（年末年始を除く）	①こども発達センターわかばの家 5741-9088 ②さぽーとぴあ 6429-8524
教育相談	子どもの教育や性格、行動上の悩みについての電話や面接による相談に応じます *月～金曜日 9時～19時 土曜・日曜日 9時～17時（祝日、年末年始を除く）	教育センター 教育相談室 教育相談 5748-1201
就学相談	障がいがあると思われるお子さんの就学や転学についての相談に応じます *月～金曜日 9時～17時（土曜・日曜、祝日、年末年始を除く）	就学相談 5748-1202
幼児教育相談	幼児期のしつけや教育の悩み、子育ての不安などの相談に応じます *月～金曜日 9時～17時（土曜・日曜、祝日、年末年始を除く）	幼児教育センター 幼児教育相談 6303-5550 （教育センター内）
子育て相談	お子さんや家庭の抱える問題や不安、悩みなどの相談に随時応じています ① 区立保育園 月～土曜日 9時30分～16時 ② 児童館等 月～金曜日 9時～正午 ※日曜・祝日、年末年始を除く	① 各区立保育園 ② 各児童館
障害児通所支援の相談	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援の利用についての相談に応じています また、通所支援の利用にあたり通所受給者証の交付を行っています	障害福祉課 障害者支援担当 5744-1316

少年相談	少年の非行化や被害等に関する相談に対し、専門の相談員が助言や指導を行っています ※土曜・日曜・祝日・年末年始を除く 月～金曜日 8時30分～17時15分 ※毎月1回日曜相談を行っています（要 電話予約）	警視庁 大森少年センター 3763-0012
女性のための相談	生き方や生活全般の問題に対し、自分らしい生き方を見つけるための相談を受けます ① 東京都女性相談センター ・月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9時～20時 ② 東京ウィメンズプラザ ・年末年始を除く毎日9時～21時 ③ エセナおおた（大森北4-16-4） 「女性のためのたんぼぼ相談」※電話又は来所、来所は要予約 ・相談専用電話3766-6581 ※来所の予約は、相談時間内に電話で行ってください ・相談日時 月曜日・金曜日 10:00～13:00（受付は12:30まで） 火曜日・木曜日 13:00～16:00（受付は15:30まで） 水曜日 18:00～21:00（受付は20:30まで） 土曜日 13:00～19:00（受付は18:30まで） ④ 生活保護相談、母子女性相談 ・月～金曜日（祝日・年末年始を除く）	①東京都女性相談センター 5261-3110 ②東京ウィメンズプラザ 5467-2455 ③人権・男女平等推進課 5744-1610 ④各地域庁舎内生活福祉課 （P1参照）
男性相談	家庭や家族に関することについて、男性からの相談をお受けします 専門の男性相談員が対応します 「男性相談ダイヤル」相談専用電話 6404-6020 ・相談日時 第2・4金曜日（祝日、年末年始を除く）17:00～20:00（受付は19:30まで）	人権・男女平等推進課 5744-1610
DVに関する相談	DV（パートナーからの暴力）に関する相談をお受けします 「大田区DV相談ダイヤル」 ・相談専用電話 6423-0502 ・相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00	人権・男女平等推進課 5744-1610
民生委員児童委員 （主任児童委員）	民生委員は児童委員を兼ね、子育ての悩みや相談に応じています 児童委員の中には、児童福祉に関する事項を専門に担当する主任児童委員がいて、学校や児童相談所等と連携をとり、問題の解決に努めています	福祉管理課援護係 5744-1245
生活の相談	経済的に困り、生活に関する悩みを抱える方の相談をお受けしています 就職・転職をしたい、離職等の理由で家賃の支払いが難しい、悩みが多すぎてどこに相談すればいいのかわからないという方は、お気軽にお問合せください 専門支援員が、問題解決のサポートをします	生活再建・就労サポートセンター JOBOTA 6423-0251
◆母子・父子自立支援員	母子家庭のお母さん又は父子家庭のお父さんからの相談を受ける職員がいます 母子及び父子福祉資金の申請、相談などを担当しています	各地域庁舎内
家庭相談員	家庭の問題（親子・離婚・養育費・相続等）についての相談をお受けしています 調停申立て、法律相談等を受ける前に、問題の整理のお手伝いをします ※相談日については事前にお問合せください	生活福祉課 （P1参照）
生活の相談	生活に困っているとき、相談を受け付けています	
◆ひとり親家庭のための相談	① 生活相談 ひとり親ならではの暮らしの悩み、子育ての不安などの相談に応じます 年末年始を除く 月・水（9時から19時30分） 火・木・金・土・日・祝（9時～16時30分） ② 養育費相談 子どもの成長に必要な養育費の取り決めなどについて相談に応じます 年末年始を除く 月・水（9時～19時30分） 火・木・金・土・日（9時～16時30分）※予約による養育費専門相談も行っています ③ 離婚前後の法律相談 離婚前後の親権、婚姻費用、慰謝料、財産分与などについて、弁護士が助言を行います 3回まで、費用は無料 ※面接相談（予約制） ④ 面会交流支援 面会交流に関する支援を行います 費用は無料ですが、利用については、収入等一定の要件があります 詳しくはお問合せください	東京都ひとり親家庭支援センターはあと ① 5261-8687 ②③④ 5261-1278